

地域で高齢者の介護予防や、生活支援の活動を実施・検討されている方へ

# 令和6年度 横浜市介護予防交流拠点整備事業 (補助金)の交付団体の募集について

～ 介護予防・生活支援につながる活動をするための拠点整備費等を対象とする補助事業です～



※写真は、平成27年度に本補助金を活用して整備した泉区「コミュニティだんだん」の様子です。

## 事業内容

「介護予防交流拠点整備事業」は、介護予防や、健康の維持増進、閉じこもりを防止することを目的に、高齢者が集うサロン等の整備を支援し、商店街の空き店舗などを活用した拠点等の施設整備費等を対象とする補助事業です。

地域全体での健康づくり・介護予防に取り組むことができ、高齢者が地域の中でつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるような地域づくりを目指すものです。

なお、本事業は、神奈川県「地域医療介護総合確保基金（介護分）」を財源としています。

## 補助内容

<p>補助対象者</p>	<p>介護予防交流拠点を整備するNPO法人、社会福祉法人、株式会社等                  &lt;交流拠点の例&gt;                  ・空き店舗、空き家等を活用した高齢者中心の多世代の地域住民交流サロン等の整備                  ・在宅の要介護者や一人暮らし高齢者等を支援するための拠点の整備                  ・高齢者を中心とした、障害者、子どもなどが集える共生型拠点の整備</p>
<p>補助対象</p>	<p>施設整備費                  ・工事費又は工事請負費                  （門、柵、塀などの外溝工事に要する費用を除きます。）                  （スプリンクラー設置に要する費用は対象です。）                  ・工事事務費                  （工事施工のため直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等の事務費であって、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）                  ※補助対象外：設計費、耐震診断費、整備後の運営費（人件費、家賃等）</p>
<p>補助金 上限額</p>	<p>原則、971万円（補助率10分の10）                  ※ただし、一部の介護施設等と合築・併設した場合は、上限が1,019万6千円となる場合があります。                  ※事前に、区内の消防署に出向き、消防法令のスプリンクラーの設置義務を確認してください。</p>

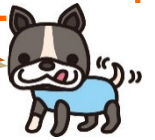
## 応募要件

- 横浜市内に事務所・事業所を設置する法人格を有する団体（NPO法人、社会福祉法人、株式会社等）であること。  
※任意団体としての活動実績があり、本事業の実施までに法人格を取得する見込みの団体を含みます。
- 保健・医療・福祉・介護等の分野の事業実績を有する団体であること。
- 過去に当事業に選定され、整備が完了しなかった事業及びそれに係る事業者でないこと。
- 令和6年度中に整備が完了する計画であること。開設後10年以上の事業継続をすること。
- 昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得した建築物であること。  
※もしくは、耐震診断を実施し耐震性が確保されている建物であること。
- 準備・運営協議会（地域代表者等が参加した協議会）を設置する等地域のニーズ、意見を反映させるための場を（定期的に）設けること。等

横浜市 介護予防交流拠点

検索

必ず**手引き**をご確認のうえ、  
区役所で**事前相談**を  
お願いします！



## スケジュール(予定)

※神奈川県等からの通知で変更になる可能性があります。

日程	内容
令和5年11月6日(月) ～ <b>令和5年12月22日(金)</b>	応募開始～相談(ヒアリング/現地確認) <b>応募締切</b>
令和6年2月頃	事業選考(ヒアリング/選考委員会)
4月頃(予定)	神奈川県へ申請
5月～7月頃(予定)	神奈川県での選考、手続き
8月～9月頃(予定)	補助金交付決定
	建築確認申請・設計審査・ 施工業者選定・契約・着工
令和7年3月末まで	工事完了・検査確認・実績報告
5月	補助金交付確定、補助金交付
7月頃	消費税等に係る仕入控除税額の報告

・本事業は、「神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金」の対象事業です。そのため、応募いただいた事業計画は、  
①横浜市での選考  
②神奈川県での選考  
を経て交付決定します。  
県の選考で承認されない場合、横浜市からの補助金の交付はありませんのでご注意ください。  
・**必要に応じて、アドバイザー(建築・まちづくり等の専門家)にお繋ぎします。**

## 問合せ先

### ■ 事前相談・事業計画書の提出先：各区高齢・障害支援課

青葉区	☎978-2450	瀬谷区	☎367-5716
旭区	☎954-6125	都筑区	☎948-2306
泉区	☎800-2434	鶴見区	☎510-1775
磯子区	☎750-2417	戸塚区	☎866-8439
神奈川区	☎411-7110	中区	☎224-8167
金沢区	☎788-7777	西区	☎320-8410
港南区	☎847-8418	保土ヶ谷区	☎334-6328
港北区	☎540-2327	緑区	☎930-2311
栄区	☎894-8415	南区	☎341-1139

### ■ 事業全体の問合せ先：横浜市 健康福祉局 地域包括ケア推進課

TEL : 671-3464 、 FAX : 550-4096 、 E-mail : kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp